

スルメイカ冬季発生群 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 若松, 宏樹, 岸田, 達, 三谷, 卓美 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013947

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容(3.1)

スルメイカは漁獲可能量により管理されている資源であるためアウトプット・コントロールが導入されている。沿岸いか釣りは知事許可、もしくは海区漁業調整委員会承認漁業であり参入規制が行われ、資源管理指針に基づく自主的な休漁の設定、1日1隻あたり漁獲量の上限設定等に取り組むとされている。沖合底びき網漁業(以下、沖底)は大臣許可漁業であり、省令により操業区域によって漁船のトン数別の隻数が定められ、禁漁期間が設定されている。さけ定置網漁業は漁業権漁業であり海区漁場計画において参入規制が行われているほか、資源管理指針に基づく自主的な休漁の設定等に取り組んでいる。以上いずれの漁業もインプット・コントロールが導入されている。スルメイカ冬季発生系群の親魚量は最大持続生産量(MSY)を実現する水準を下回り、漁獲圧はMSYを実現する水準を上回っているとされるが、外国の漁獲量が我が国の漁獲量を上回っている状態である(3.1.1 3点)。沿岸いか釣り漁業では集魚灯の光力規制、水中灯の禁止を課しており、沖底は操業禁止ラインより陸側での操業は禁止されているなど、テクニカル・コントロールが一部導入されている(3.1.2 4点)。

執行の体制(3.2)

本系群は韓国、中国、北朝鮮、ロシアも漁獲しており、日韓、日中、日ロについては相互入漁の協定があるが、資源管理に関する国際的な管理体制は存在しない。国内に関しては沖底は水産庁管理調整課、沿岸いか釣りとさけ定置網は道県が管轄するなど、管轄体制は確立されているが、分布域全体をカバーする管理体制は存在しない(3.2.1.1 2点)。沿岸いか釣りについては主に道県の漁業取締当局が、沖底については水産庁が、さけ定置網については北海道が監視・取り締まりを行っている。日本海における監視体制については本項目の対象海域外となるためここでは扱わない(3.2.1.2 5点)。沿岸いか釣り、さけ定置網は各道県漁業調整規則、沖底は漁業法、関係省令に基づき、違反した場合にはいずれの漁業にとっても有効と考えられる罰則・制裁が課せられる(3.2.1.3 5点)。本種はTAC対象種であり、TACによる管理の結果は、翌年の資源評価に反映される。生物学的漁獲可能量(ABC)やTACは毎年1回以上改定されており、順応的に管理していると評価できる(3.2.2 5点)。

共同管理の取り組み(3.3)

本系群を利用するすべての漁業者は漁業者組織に所属しており(3.3.1.2 5点)、特定できる(3.3.1.1 5点)。スルメイカのTACのうち知事管理区分については、現行水準を遵守する以外に漁獲努力量の上限設定、光力の上限規制等に漁業者自らが取り組んできた。沖底については1998年漁期以降、採捕実績が漁獲可能量を常に下回っており、漁業者組織が管理に影響力

を有していたことがうかがえる。さけ定置網は資源管理指針に基づき、地区ごとに自主的に休漁等に取り組むとされている。以上、各漁業者組織の管理に対する影響力は強い(3.3.1.3 5点)。各漁業の関係者は、沿海地区漁業協同組合、業種別漁業協同組合、漁業協同組合連合会等の諸会議への参画を通して自主的な資源管理に主体的に参画し、各道県海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会、水産政策審議会・資源管理分科会に委員として参加することで公的な資源管理へ主体に参画を行っている(3.3.2.1 4点、3.3.2.2 5点)。TAC について審議する水産政策審議会・資源管理分科会には水産や海事産業の労働組合、釣り団体・環境団体、学識経験者が参画しており幅広い利害関係者が資源管理に参画している(3.3.2.3 5点)。スルメイカは TAC 管理されているが、水産政策審議会に諮る資源管理基本方針の案に関し、資源の状況と資源管理の目標、漁獲シナリオについて利害関係者の共通認識を醸成することを目的に検討会が開催されている。各漁業については国、道県の資源管理指針、改正漁業法下での資源管理方針に基づき自主的、公的に管理の検証、見直しを進めることになっており、関係者による意思決定機構が存在すると考えられる(3.3.2.4 4点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

本系群が主体となる太平洋側で 2019 年漁獲量の大半を占める北海道太平洋北区(8,816 トン(33.8%))、及び太平洋北区(15,852 トン(60.7%))の漁法別漁獲量を見ると、沿岸いか釣り 8,097 トン(42.4%)、沖底 4,340 トン(22.7%)、さけ定置網 2,193 トン(11.5%)となる。総漁獲量の 75%以上を目安に評価対象漁業を選定することとしているため、評価対象漁業は沿岸いか釣り、沖底、定置網(さけ定置網)とする。

② 評価対象都道府県の特定

北海道太平洋北区(渡島振興局～根室振興局管内)、並びに太平洋北区(青森県～茨城県)における評価対象漁業の 2019 年漁獲量は以下のとおりである。

	北海道太平洋北区	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
沿岸いか釣り	3,940	3,896	408	33	－	－	8,277
沖底	520	3,802	1,413	1,113	29	36	6,913
大型定置網	1,009	×	184	21	－	×	1,214
さけ定置網	2,193	－	－	－	－	－	2,193
合計	8,816	8,878	2,017	1,258	415	700	22,084

総漁獲量の 75%以上を目安に評価対象漁業ならびに評価対象都道府県を選定することとしているため、上表より評価対象道県は、沿岸いか釣りは北海道(渡島～根室)・青森県、沖底は青森県・岩手県、定置網(さけ定置網)は北海道(渡島～根室)となる。なお、沖底について、青

森県はすべて 1 そうびき(かけまわし)、岩手県は 1 そうびき(かけまわし)1 ヶ統、2 そうびき 6 ヶ統（2021 年時点ではかけまわし 1 ヶ統、2 そうびき 5 ヶ統）である(農林水産省 2020a)。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

各都道府県における評価対象漁業について以下の情報を集約する。

- 1) 漁業権、許可証、及び、後述する各種管理施策の内容
- 2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制
- 3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画など、共同管理の取り組み
- 4) 関係者による生態系保全活動の内容

④ 評価対象魚種に関する種苗放流事業の有無

評価対象魚種について行われている、種苗放流事業の有無について、事業実施主体が漁業者なのか行政なのか等を含め、資料を収集の上で判断する。ただし、試験研究機関が実施する実験規模の種苗放流については考慮しない。

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

本系群で評価対象と特定されている漁業は、沿岸いか釣り(北海道太平洋北区、青森県)、沖底(青森県、岩手県)、さけ定置網(北海道太平洋北区)である。スルメイカは漁獲可能量により管理されている資源であるためアウトプット・コントロールが導入されている(農林水産省 2020b, 水産庁 2021a, 北海道 2021a, 青森県 2021a)。沿岸いか釣りは北海道では沿岸いか釣り漁業として知事許可であり、漁業調整規則により、知事許可の参入規制が行われている(北海道 2020a, b, c)。また、沿岸いか釣りは、青森県では小型いか釣り漁業として知事許可漁業であり、5 トン未満船によるスルメイカを目的とする漁業は海区漁業調整委員会承認漁業となっている(青森県 2020, 2021b)。資源管理指針に基づく自主的な休漁の設定(北海道 2019, 青森県 2015)、1 日 1 隻あたり漁獲量の上限設定等への取り組みが必要とされており(青森県 2015)、インプット・コントロールも働いている。青森県、岩手県の沖底は農林水産大臣が許可する大臣許可漁業であり、操業区域によって漁船のトン数別の隻数が定められ(農林水産省 2020c)、省令により禁漁期間が設定されている(農林水産省 2020c)。このようにインプット・コントロールが導入されている。さけ定置網は漁業権漁業であり、漁業法下の海区漁場計画において、知事免許の参入規制が行われているほか、資源管理指針に基づく自主的な休漁の設定等に取り組んでおり(北海道 2019)、インプット・コントロールが導入されている。本系群の親魚量は MSY を実現する水準を下回り、漁獲圧は MSY を実現する水準を上回っているとされるが、外国の漁獲量が我が国の漁獲量を上回っている状態である(加賀ほか 2021)。3 点を配点する。なお、30 トン未満、5 トン以上船である沿岸いか釣り漁業でスルメイカを目的とする漁業については、TAC 管理のため小型するめいか釣り漁業として大臣届出漁業となっている(農林水産省 2020c)。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

沿岸いか釣り漁業に関して、北海道、青森県は集魚灯の光力規制、水中灯の禁止を課しており(北海道 2019, 青森県 2021b)、青森県、岩手県の沖底は省令により禁止区域が定められ操業禁止ラインより陸側での操業は禁止されている(農林水産省 2020c)など、テクニカル・コントロールが一部導入されている。ただし今回の対象海域は本系群の産卵場(東シナ海)、及び

幼稚魚育成場から離れており、親魚、幼稚魚保護のためのテクニカル・コントロールは特段必要ない海域と考え全漁業とも4点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

本種は大規模な種苗放流は行われていないため本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
放流効果を高める措置は取られていない	.	放流効果を高める措置が一部に取られている	.	放流効果を高める措置が十分に取られている

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

海底環境への影響については、2.3.4での評価として沖底4点、沿岸いか釣り5点、さけ定置網3点であり(総合で4点)、重篤ではないと考えられる。海底環境以外の環境、生態系への影響は特段知られていない。これらのことから環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制は現段階では特段求められていないと考えられるが、漁具の影響については不確実な部分が大きいため総合評価で4点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

青森県では多くの市町村の漁業者、三厩漁協、地域住民が、藻場、干潟の保全、海浜清掃に取り組んでいる(JF 全漁連 2021)。北海道漁連では植樹活動など、水産資源を守るための環境対策を行っている(北海道漁業協同組合連合会 2021a)。また、太平洋側の多くの市町村で漁民、漁協等が、藻場、干潟の保全活動に取り組んでいる(JF 全漁連 2021)。このため3点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

本系群の生息域は主に太平洋北西部、オホーツク海、日本海及び東シナ海である(加賀ほか 2021)。本系群は韓国、中国、北朝鮮、ロシアも漁獲しており、韓国については日韓漁業協定で漁獲割当が協議されており、中国については日中漁業協定、ロシアについては日ロ地先沖合漁業協定により相互入漁の協定があるが、日ロ以外は合意にいたっておらず(水産庁 2018)、中国、北朝鮮の情報は不詳である。太平洋北西部の我が国 200 海里外については NPFC による管理対象となっているが(NPFC 2021)、スルメイカについては資源量推定や漁獲量の割当て等にはいたっておらず、毎年の漁獲量を報告するにとどまっている。国内に関しては沖底は水産庁管理調整課が、沿岸いか釣り漁業とさけ定置網漁業は道県が管轄している。TAC 管理のための小型するめいか釣り漁業の届出は水産庁管理調整課が担当しており、管轄体制は確立されている。しかし分布域全体をカバーする国際的な管理体制が確立していないため 2 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

沿岸いか釣り(北海道、青森県)については主に北海道、青森県の漁業取締当局が、青森県と岩手県の沖底(太平洋)については水産庁漁業取締本部と仙台漁業調整事務所が指導取締を行っている(水産庁 2021c)。旧指定漁業では一斉更新後の許可期間中に原則として VMS の取り付けを義務付けられている(水産庁 2017)。さけ定置網については北海道当局が監視・取り締まりを行っている(北海道 2020a)。以上より、5 点とする。なお、本系群の回遊経路にあたる日本海においては近年外国漁船による違反操業が報告されているが(水産庁 2021d)、本項目の対象海域外となるためここでは扱わない。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	完璧とはいいがたいが、相当程度の監視体制がある	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

北海道と青森県の沿岸いか釣り、北海道のさけ定置網は、各道県漁業調整規則等に違反した場合、漁業法、各道県漁業調整規則の規定により免許、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。沖底については漁業法や大臣許可漁業の許可及び取り締まりに関する省令に基づき、刑事罰や許可の取り消しが課せられる。罰則規定としてはいずれの漁業にとっても十分に有効と考えられる。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

本種は TAC 対象種であり、TAC による管理の結果は、翌年の資源評価に反映される。ABC や TAC は毎年 1 回以上改定されており、順応的に管理していると評価できる。以上より 5 点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

沿岸いか釣り漁業(30 トン未満)のうち北海道のすべて及び青森県の 5 トン以上船は知事許可漁業であり、知事の許可に基づいて行われるため資源利用者は特定できる。青森県の 5 トン未満船のうちスルメイカを対象とするものは海区漁業調整委員会承認漁業となっており、特定できる。また、5 トン以上 30 トン未満船のスルメイカを対象とするものは農林水産大臣への届出漁業となっていることから特定できる。沖底は大臣許可漁業であり、大臣からの許可証の発給を受けて操業しているため、すべての漁業者は特定できる。さけ定置網は知事の免許による定置漁業権漁業であるため資源利用者は特定できる。以上よりすべての資源利用者は公的かつ明確に特定されている。よって 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

沿岸いか釣り漁業者は沿海漁業協同組合を通じて全国いか釣り漁業協議会(全国漁業協同組合連合会全いか協)に所属している。青森県の沖底漁業者は、業種別漁業協同組合八戸機船漁業協同組合を通じて、青森県漁業協同組合連合会、青森県機船底曳網漁業連合会に、岩手県では、沿海地区漁業協同組合を通じて岩手県漁業協同組合連合会あるいは青森県漁業協同組合連合会、岩手県底曳網漁業協会にそれぞれ所属している。各県の組合等は、全国底曳網漁業連合会という全国組織を設立している(富岡 2014, 全国底曳網漁業連合会 2021)。沿海地区漁業協同組合の国レベルの上部組織は、全国漁業協同組合連合会となる。定置網漁業者は沿海地区漁業協同組合に所属しつつ、北海道定置漁業協会、日本定置漁業協会に結集している(日本定置漁業協会 2021)。すべての漁業者は漁業者組織に所属しており、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

スルメイカはTAC対象種である。大臣管理区分に配分される漁獲量以外の知事管理区分については、北海道、青森県ともに漁獲可能量は「現行水準」とされ数量は設定されていないものの、現行水準を遵守する以外に隻数の上限が設定されている(北海道 2021a, 青森県 2021b)。2011年より取り組んできた資源管理指針では沿岸いか釣り漁業について、北海道は休漁に重点的に取り組むほか、光力の上限規制に取り組み(北海道 2019)、青森県は休漁の設定のほか、1日1隻あたり漁獲量の上限設定、光力上限設定にも取り組んでいる(青森県 2015)。このように資源管理に漁業者自らが取り組んできたため、漁業者組織の管理に対する影響力は強いとして5点とする。本系群に対する漁獲可能量は資源評価結果を基に水産政策審議会で決められ、沖底については配分量が割り当てられている(水産庁 2020a)。このため漁業者組織が自主的に関与する部分は限られるが、沖底でのスルメイカ漁獲量を見ると1998年漁期以降、採捕実績が漁獲可能量を常に下回っており(水産庁 2020a)、漁業者組織が管理に影響力を有していたことがうかがえる。このため4点とする。さけ定置網漁業は、北海道資源管理指針に基づき、地区ごとに自主的に休漁等に取り組む必要があるとされており(北海道 2019)、5点とする。このように資源管理に漁業者自らが取り組んできたため、漁業者組織の管理に対する影響力は強いとして5点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

今回対象となった青森県、北海道のほぼすべての地区で自治体、漁業協同組合等が地域水産業再生委員会、漁業再生委員会を組織し、浜の活力再生プランとして水揚げ物の付加価値向上、漁業経営安定化対策、衛生管理対策、魚価対策等に取り組んでいる(水産庁 2021e)。北海道漁連は市場・流通対策、加工品製造、輸出事業(北海道漁連 2021b)、青森県漁連はネット直販、直売店等の事業に取り組んでいる(青森県漁連 2021)。以上のとおり各道県の漁業者組織は個別の漁業者では実施が困難な経営上の活動を実施し水産資源の価値の最大化に努めているため、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

知事許可漁業である沿岸いか釣り漁業、漁業権漁業である定置網漁業については、沿海地区漁業協同組合、業種別漁業協同組合、漁業協同組合連合会の諸会議等の地区、県段階での諸会議への出席が求められる。沖底漁業者についても、沿海地区漁業協同組合、業種別漁業協同組合、漁業協同組合連合会の諸会議への出席がある。また、道県、国レベルでの所属団体における会合出席も必要である。水産政策審議会に諮る資源管理基本方針の案に関し関係者間の共通認識を醸成するため、スルメイカについても資源管理方針に関する検討会が水産庁主催で開催されており、関係漁業者団体も参加している(水産庁 2020b)。以上、具体的な資料は乏しいが、年間12回以上の会議への出席は必要であると考えられ、4点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

知事許可漁業である沿岸いか釣り漁業、漁業権漁業である大型定置網の公的な規制にかかわる海区漁業調整委員会には漁業者組織代表が、北海道連合海区漁業調整委員会には15名中10名(北海道 2021b)、青森県東部漁業調整委員会には15名中13名参画している(青森県 2021c)。改正漁業法の施行に関する報告が行われた太平洋広域漁業調整委員会には、都道府県互選委員として関係全都道府県の海区漁業調整委員会委員が、大臣選任漁業者代表委員として岩手県底曳網漁業協会会長理事が参画している(水産庁 2021f)。TAC等を審議する水産政策審

議会・資源管理分科会には、委員として全国漁業協同組合連合会、特別委員として全国いか釣り漁業協議会の役員が参画している(水産庁 2021g)。以上により適切に参画していると評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

本種は TAC 対象種であり、TAC について審議する水産政策審議会・資源管理分科会には(水産庁 2020a)、水産や海事産業の労働組合や釣り団体、環境団体が委員、特別委員として参画している。また、学識経験者も3人以上参画している(水産庁 2021e)。主要な利害関係者は資源管理に参画していると考えられるため各漁業とも5点とする。また、毎年水産政策審議会の前に、漁業者、加工流通業者を含めた利害関係者が自由参加、公開で議論を行っている。TAC に関するパブリックコメントも行われている。また、道県においても、海面利用協議会を多様な利害関係者の参集により開催し、遊漁においても定置網周辺保護水面等について海区漁業調整委員会の議論や指示を紹介し、また漁業とレクリエーションによる利用の問題の調整・解決に向けて努力している。これにより5点とする。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない	.	主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している	.	漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

3.3.2.4 管理施策の意思決定

沿岸いか釣りやさけ定置網については各道県の資源管理指針において漁業種類ごとに管理措置が定められ(青森県 2015, 北海道 2019)、およそ5年ごとに資源管理計画の評価・見直しを資源管理協議会において行うとされている。改正漁業法のもとでの各道県の資源管理方針においても自主的に漁業管理の実施状況を検証改良することとなっており(各道県資源管理方針 第5の3)、道県としても5年ごとに方針の検討をすることになっており、意思決定機構は存在し施策の決定と目標の見直しがなされていると評価する(青森県 2015, 北海道 2021a)。青森県と岩手県の沖底については、我が国の海洋生物資源の資源管理指針において地区ごとに資源管理措置が定められ(水産庁 2011)、いずれもおおよそ5年ごとに資源管理計画の評価・見直しを資源管理協議会において行うとされている。改正漁業法に基づく資源管理基本方針では(農林水産省 2020b)、資源管理協定のもとでの関係者による計画、評価、見直しに関する意思決定過程が示されている(第7の2,3)。以上、いずれの漁業も関係者による意思決定機構

が存在する。国の資源管理基本方針のもとで、スルメイカは TAC 管理される特定水産資源とされている(農林水産省 2020b)。特定水産資源については水産政策審議会に諮る資源管理基本方針の案に関し、資源の状況と資源管理の目標、目標を達成するための漁獲シナリオについて、加工業者等を含む利害関係者の共通認識を醸成することを目的に資源管理方針に関する検討会が開催されている(水産庁 2020b)。この中でスルメイカについては、水産研究・教育機構において、単年魚であるスルメイカの特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、資源評価の手法の改良を進めることとしており、2021 年の資源評価の結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとするとされた(農林水産省 2020b)。以上、各漁業について関係者による意思決定機構が存在し、TAC 魚種としては利害関係者による意思決定機構は存在するが本格的な協議は 2021 年の会議で実施される予定と評価し、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分に なされている

3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

本系群は大規模な種苗放流は行っていないため評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない	.	受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている	.	コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している

引用文献

青森県 (2015) 資源管理指針

https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-25.pdf

青森県 (2020) 青森県漁業調整規則

http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00003228.html#e000001108

青森県 (2021a) 青森県報 号外第30号(青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更の公表)<https://www.pref.aomori.lg.jp/kenhou/files/20210331b0030.pdf>

青森県 (2021b) 青森県報 号外第7号

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kenhou/files/20210215b0007.pdf>

青森県 (2021c) 海区漁業調整委員会 委員名簿
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kaiku/iinkaimeibo030422.pdf>

青森県漁業協同組合連合会 (2021) お買い物 <http://www.amgyoren.or.jp/shop/index.php>

北海道 (2019) 資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/todoufukenshishin-15.pdf

北海道 (2020a) 北海道漁業調整規則
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/3/2/0/9/0/0/_/00_20201119_g28.reiwa2.pdf

北海道 (2020b) 北海道告示第11454号
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/5/0/6/2/1/1/_/kokuji11454.pdf

北海道 (2020c) 北海道告示第11455号
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/5/0/6/2/1/2/_/kokuji11455.pdf

北海道 (2021a) 北海道資源管理方針
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/9/5/3/9/4/1/_/030630_kihonhoushinzen.pdf

北海道 (2021b) 第22期北海道連合海区漁業調整委員会委員名簿
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/2/6/6/0/8/1/5/_/dai22kirengoukaikumeibo.pdf

北海道漁業協同組合連合会 (2021a) 事業案内 指導事業
<https://www.gyoren.or.jp/service/direct.html>

北海道漁業協同組合連合会 (2021b) 事業案内 販売事業
<https://www.gyoren.or.jp/service/sales.html>

JF全漁連 (2021) 水産多面的機能発揮対策情報サイトひとつみ.jp, <https://hitoumi.jp/torikumi/>

加賀敏樹・岡本 俊・久保田 洋・宮原寿恵・西嶋翔太 (2021) 令和 2(2020)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価, 水産庁・水産機構,
<http://abchan.fra.go.jp/digests2020/details/202018.pdf>

日本定置漁業協会 (2021) 会員構成 <http://www.teichigyogyokyokai.or.jp/members.html>

農林水産省 (2020a) 2018年漁業センサス
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2018/2018fc.html>

農林水産省 (2020b) 資源管理基本方針, <https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-12.pdf>

農林水産省 (2020c) 漁業の許可及び取締り等に関する省令, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338M50010000005>

NPFC (2021) NPFC-2021-AR-Annual Summary Footprint - Squids (Rev. 2),
<https://www.npfc.int/system/files/2021-07/NPFC-2021-AR-Annual%20Summary%20Footprint%20-%20Squids%20%28Rev.%20%29.xlsx>

水産庁 (2011) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-11.pdf

水産庁 (2017) 平成29年4月6日 水産政策審議会 第82回資源管理分科会資料 平成29年「指定

漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/170406-5.pdf>

水産庁 (2018) 平成29年度水産白書「(6)二国間等の漁業関係」, 水産庁,
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h29_h/trend/1/t1_2_3_6.html

水産庁 (2020a) 水産政策審議会 第100回 資源管理分科会 配付資料 2-1
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/200228-12.pdf>

水産庁 (2020b) 資源管理方針に関する検討会 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/study/kentoukai.html>

水産庁 (2021a) 令和3管理年度の漁獲可能量(TAC)の配分総括表
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-117.pdf>

水産庁 (2021c) 令和3年度漁業取締方針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/R3_torishimari_houshin.pdf

水産庁 (2021d) 日本海大和堆周辺水域における外国漁船への対応状況について
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/7yamatotai.html>

水産庁 (2021e) 浜の活力再生プランについて <https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>

水産庁 (2021f) 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/taiheiyo/attach/pdf/index-159.pdf

水産庁 (2021g) 水産政策審議会資源管理分科会 委員名簿
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/210720-6.pdf>

富岡啓二 (2014) 沖合底びき網漁業の現状と課題. 水産振興 No.561, 東京水産振興会
http://www.suisan-shinkou.or.jp/promotion/pdf/SuisanShinkou_561.pdf

全国底曳網漁業連合会 (2021) 会員の紹介 <http://www.zensokoren.or.jp/link/kaiin.html>